

介護短期入所利用2割減

5月全国緊急事態宣言時

厚生労働省は30日、新型コロナウイルス感染症が介護サービス事業所の経営に及ぼした影響に関する初の調査結果を公表した。全国に緊急事態宣言が出た5月の事業所当たりの利用者数は、短期入所（ショートステイ）で前年同月比20.0%減、通所リハビリ（デイケア）で13.9%減と大きく落ち込んだ。高齢者が感染を恐れて利用を控えたり、施設側が感染防止で使用を制限したりしたことが影響した。

新型コロナウイルスによる事業所当たりの利用者数の減少率

	4月	5月	6月	7月	8月
短期入所（ショートステイ）	15.6%	20.0%	14.4%	11.1%	11.2%
通所介護（デイサービス）	6.6%	10.9%	5.0%	3.9%	4.4%
通所リハビリ（デイケア）	9.8%	13.9%	7.1%	5.5%	5.9%

※前年同月比

厚労省はこれとは別に、二〇一九年度の経営実態調査の結果も発表。収入に対する利益の割合である「収支差率」は、人手不足に伴う人件費の膨張で、全サービス平均が前年度に比べ低下。二つの調査結果は、事業所に支払う介護報酬を原簿資料となり、改定率を巡る本格的な議論がスタートした。

経営安定化のため、引き上げを求める声が強まり、リハビリでも四、五月は利用者数がマイナスイナス6.6%、13.9%だった。一方、一九年度の経営実態調査では、収支差率は全介護サービス平均で2.4%となり、一八年度の3.1%より0.7%縮小した。サービス種別で見ると、収支差率は、特別養護老人ホーム（特養）で前年度比0.2%低下の1.6%、通所リハビリは1.3%減とみられる。

新型コロナウイルス影響調査

なっていることも分かった。

医療と運輸で働く労働者は、かねて労働時間が長く、過労死や過労自殺も多いが、トラックやタクシーなど自動車運転業務や医師は働き方改革の一環で導入された罰則付きの残業上限規制の適用を猶予されている。社会を支える「エッセンシャルワーカー」が健康に働ける環境づくりが求められ

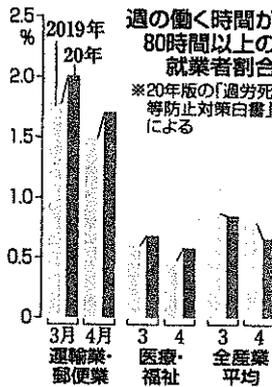
産業平均ではどちらの月も減っていった。一〇一七年度に脳・心臓疾患で認定された二千二百八十件を分析した結果、発症前六カ月に労働時間が長くなったのは「交代勤務」「拘束時間の長い勤務」「交代勤務・深夜勤務」「不規則な勤務」の順で多かった。

また一五、一六年度に業務が原因の精神障害で自殺し、労災認定された人の職種を見ると、専門職の「専門的・技術的職業従事者」が40.1%で最も多く、管理職の「管理的職業従事者」が15.0%で続いた。

厚生労働省が民間企業に委託した四月も同様の傾向だった。全一十九年九月十一月に実施したアンケートの結果も記載。四、五年前と比べ労働時間が短くなったと答えた労働者は約三割にとどまった。法人役員や自営業者でも「就業時間が短くなった」との回答は約二割だった。

過労死・過労自殺 2014年に施行された過労死等防止対策推進法では「過労死等」を業務における過重な負担が引き起こした脳・心臓疾患が原因の死亡や、精神障害による自殺など定義。実態には不明な点も多いため、原因の調査研究では定義外のケースも幅広く取り扱う。一九年度の労災認定では過労死は86人、過労自殺（未遂含む）は88人だった。同法は11月を発発月間に定める。政府は毎年の状況や防止対策について白書をまとめ国会に報告している。

運輸、医療で過重労働増



政府は二十日、過労死・過労自殺の現状や国が進める防止対策をまとめた二〇二〇年版の「過労死等防止対策白書」を閣議決定した。新型コロナウイルスの感染拡大が労働時間を与えた影響を調査。医療や運輸で過労死ラインを大幅に上回るペースで働いた人の割合が増えた。過去の労災認定事案を分析した結果、過労死を含む脳・心臓疾患に関して、長い拘束時間や深夜勤務が労働者の負担に

20年版「白書」

白書によると、新型コロナウイルスの感染者が増え続けた三月、週八十時間以上就業した人の割合は「運輸業・郵便業」で前年同月より0.23%増の2.01%、「医療・福祉」も0.08%増の0.68%だった。四月も同様の傾向だった。全一十九年九月十一月に実施したアンケートの結果も記載。四、五年前と比べ労働時間が短くなったと答えた労働者は約三割にとどまった。法人役員や自営業者でも「就業時間が短くなった」との回答は約二割だった。

また一五、一六年度に業務が原因の精神障害で自殺し、労災認定された人の職種を見ると、専門職の「専門的・技術的職業従事者」が40.1%で最も多く、管理職の「管理的職業従事者」が15.0%で続いた。

厚生労働省が民間企業に委託した四月も同様の傾向だった。全一十九年九月十一月に実施したアンケートの結果も記載。四、五年前と比べ労働時間が短くなったと答えた労働者は約三割にとどまった。法人役員や自営業者でも「就業時間が短くなった」との回答は約二割だった。

過労死・過労自殺 2014年に施行された過労死等防止対策推進法では「過労死等」を業務における過重な負担が引き起こした脳・心臓疾患が原因の死亡や、精神障害による自殺など定義。実態には不明な点も多いため、原因の調査研究では定義外のケースも幅広く取り扱う。一九年度の労災認定では過労死は86人、過労自殺（未遂含む）は88人だった。同法は11月を発発月間に定める。政府は毎年の状況や防止対策について白書をまとめ国会に報告している。

健康に働ける環境づくり課題

(10/31) 早稲